

ふくいの消費生活

エシカル消費についてご存じですか？

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

私たち一人一人が、

社会的な課題に気付き、日々のお買物を通して、
その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみると、
これが、エシカル消費の第一歩です。



「気をつけよう！見守ろう！ふくいの消費生活」はこちらからダウンロードできます→

目次

● エシカル消費、食品ロスについて	2, 3
● 生活関連物資の価格調査／家庭でできる省エネ	4
● カスタマーハラスメントについて	5
● 「令和5年度の消費生活相談の概要」をお知らせします	6
● 受講生大募集！自宅で学べる消費生活通信セミナー／くらしの講座／エシカルチャレンジ	7
● 専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内	8

エシカル消費について

- エシカル消費は環境・人・社会・地域に配慮した消費行動であり、2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴールのうち、特にゴール12(持続可能な生産消費形態を確保する)に関連する取組です。

何だか難しそう? いえいえ、そんなことはありません! 商品・サービスを購入する際には、「品質」や「価格」だけでなく、「何のためにになっているもの」を選んでみてください。それがエシカル消費なのです!

●エシカル消費の具体例

環境に配慮した消費

「必要なものだけを買い、不要なものを買わない」「正しいゴミ捨てやりサイクルを心がける」など、環境に配慮した行動をとるようしましょう。

- マイバッグやマイボトルを使う
- 「環境により」ことを示すラベル・マークのついた商品を購入する
- 地域のルールに沿ったゴミの分別を徹底する
- 食品ロスを減らす など

今日は、食品ロスについて詳しく見ていきましょう!



人・社会に配慮した消費

商品の中には、生産者や労働者を支援できるものがあります。商品を購入する時には、価格だけではなく、表示から生産地など読み取って、人や社会に貢献できるものを選びましょう。

- フェアトレード認証商品
- 売上金の一部が寄付につながる商品
- 障がい者支援につながる商品を選択する など



地域に配慮した消費

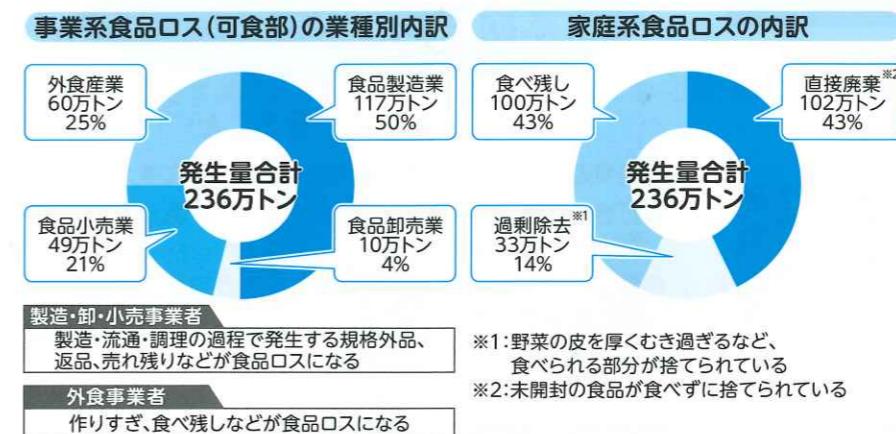
現代では、インターネットを通じて、いつでもどこでも購入できます。「簡単」、「便利」に購入できることは魅力的ですが、「地域の振興」もお買物では大事な視点の一つです。地元のお店でお買物をしてみませんか? 地元の食材を「選ぶ」ことや地元のお店で商品を「買う」ことは、地元を「応援することにつながります。

- 地産地消
- 被災地で作られたものを購入することで被災地を応援する
- 伝統工芸品を購入する など



食品ロスとは!?

「食品ロス」は、まだ食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品のことをいいます。2022年度の日本における食品ロスは、年間472万トン発生しています。その内訳は、事業者から236万トン(50%)、家庭から236万トン(50%)です。2030年度までの目標であった2000年度比で食品ロス半減という目標を達成することができました。しかし、さらに食品ロスを減らすためには、事業者、家庭双方で取り組む必要があります。



食品ロスは
食品関連事業者から
出される量と
一般家庭から出される量に
あまり違いがない
家庭でできることが
多くあります!

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

私たちができる食品ロス削減～買い物の3原則～

① 買物前に手持ちの食材と期限を確認

買物前に、冷蔵庫や食品庫にある食材を確認する
あわせてその食材の期限を確認する



家にある食材をメモ!
ケータイ・スマホのカメラを使うと便利です!

② 必要な分だけ買う

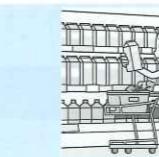
使う分・
食べきれる量だけ買う



一つあたりの値段が安くなるからまとめ買いしていませんか!? 結局捨ててしまうなら、使い切れる分・食べきれる分の小さいものを買う方が経済的かも!
すぐ食べるものは、「てまえどり」の実践!
賞味期限が近くても、味のちがいはほとんどありません!

③ 期限表示を知って買く

利用予定と照らして、期限表示を確認する



消費期限と賞味期限の違い
消費期限: 期限を過ぎたら食べないほうが良い期限
賞味期限: おいしく食べることができる期限
※賞味期限が過ぎても、色やにおい、味に異常がなければ食べられます!

やってみよう! いざ! ごみ減量チャレンジ



福井県では、食品廃棄物を減らす取組として、生ごみの水を切る「水切り」、料理を残さず食べきる「食べきり」、食材を無駄なく使いきる「使いきり」の「3きり」を推進しています。生ごみは80%が水分。捨てる前にギュッと絞るだけで重量が10%減るだけでなく、生ごみから出るいやにおいや虫の発生も抑えることができます。

8月31日(土)
まで
プレゼントキャンペーン第1弾実施中!
クイズに答えて応募しよう!

「3きり」の技の詳細、プレゼント応募はこちらから▶



生活関連物資の価格調査

県では、「福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例」に基づき、県民生活との関連性が高い物資(生活関連物資)の需給および価格の動向を把握するため、毎月県内の店舗で価格調査および店頭観察を行っているほか、統計資料も利用して、県民へ情報を提供しています。

福井県のホームページで

毎月の実地調査結果16品目・総務省統計局公表の49品目・資源エネルギー庁公表の石油製品3品目の価格を見ることができます。

ホーム>暮らし・環境>消費・生活>
消費生活に関する普及・啓発>

福井県 生活関連物資 価格調査結果

詳しくはこちらをご覧ください▶



物価が上がっているけど、
消費者の私たちはどうしたらいいの？

わたしたちにもできること

- 消費者の立場から物価と賃金の関係について考えてみる
- 行きつけのお店や推しの商品に値上げがあっても、買って応援する
- 賃上げを求め、賃上げが実現するよう自分ができることにトライする

家庭でできる省エネ

省エネレッスン 冷蔵庫編

▶ものを詰め込みすぎない。(詰め込み半分)

年間 で電気43.84kWhの省エネ、CO2削減量21.4kg … 約1,360円の節約

▶無駄な開閉はしない。(冷蔵庫は12分ごとに25回、冷凍庫は40分ごとに8回で、開放時間はいずれも10秒とその2倍の回数を行った場合の比較)

年間 で電気10.40kWhの省エネ、CO2削減量5.1kg … 約320円の節約

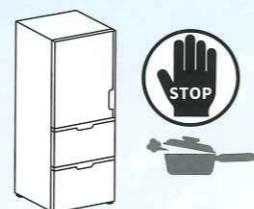
▶設定温度は適切に。(設定温度を「強」⇒「中」に(周囲温度22°C))

年間 で電気61.72kWhの省エネ、CO2削減量30.1kg … 約1,910円の節約

ひと工夫 冷蔵庫編

▶壁から適切な間隔で設置

- ・上と両側が壁に接している場合と片側が壁に接している場合の比較で、年間約1,400円の節約



▶熱いものはさましてから保存

- ・温かい物を入れると庫内の温度が上がり、冷やすのに余分なエネルギーが消費される！



▶冷蔵庫の中を整理

- ・「とりあえず保存」はやめよう（結局捨てることが多い）
- ・常温で保存できるものを冷蔵庫に入れない
(缶詰、びん詰や調味料は、未開封なら常温保存)

カスタマーハラスメントについて

●カスタマーハラスメントとは、客から従業員への理不尽なクレーム、過剰な要求などです。例えば、

- ・過大な要求や不当な言いがかりなど、主張・内容等に問題があるもの
- ・主張する内容には正当性があるが、暴力や暴言など、主張方法に問題があるものなどが考えられます。

暴力行為を始め、中には犯罪行為に当たる可能性のあるものも含まれます。



STOP! カスタマーハラスメント

— 皆様に気持ちよく過ごしていただくために —

自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、「意見を伝える」ときには次の3つのポイントを参考にしてみてください。

① ひと呼吸、置きましょう！

怒りに任せた発言は逆効果。ひと呼吸おいて冷静に。
従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。

② 言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう！

返品したいのか、解約したいのか、
またその理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。

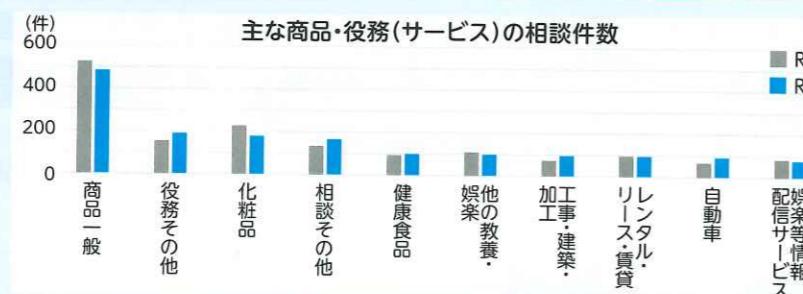
③ 従業員の説明も聞きましょう！

上手なコミュニケーションが解決への糸口に。
一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。

「消費生活相談の概要」をお知らせします

1 消費生活相談って？

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっています。



2 昨年度の主な相談状況をお知らせします

①若者(20歳代以下)の相談状況 ~社会経験の少ない若者トラブルはセンターに相談を~

令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられました。

令和5年度の18・19歳の相談件数は35件で前年度28件より7件増加しています。

②定期購入の相談状況 ~「申込確認画面」は保存しましょう~

悪質な定期購入トラブルを防止する制度が令和4年6月に施行され、「お試しのつもりが定期購入だった」など定期購入に関する相談は251件で、前年度より40件減少しました。このうち50歳代以上の相談件数は211件(84.1%)あり、前年度(227件、78.0%)に引き続き、大半を占めています。

注意しましょう！

①最初の販売サイト画面

消費者が「いつでも解約可能」などが表示された「購入回数の条件がない定期購入」に申込み。

②「特別割引クーポン」の利用を勧める画面

「注文完了画面」が表示されるが、「特別割引クーポン」が発行されました」とも表示され、「特別割引クーポン」を利用すると商品代金が割り引きになると勧められる。消費者は商品代金の割り引きのためにクーポンを利用する。

③注文完了画面

「注文完了画面」が表示されるが、コースが変更されたことについては記載されていない。消費者が気が付かないうちに「複数回の購入が条件の定期購入」に変更されている。

出典：国民生活センター

④副業(サイドビジネス商法)の相談状況 ~簡単に儲かりません~

内職や副業、「簡単に儲かる」などの勧誘を受けるサイドビジネス商法の相談は64件で、前年度(48件)より16件増加しました。

「20歳代」からの相談が19件、30%を占めています。

「受講生大募集」

期 間 9月～11月 受 講 費 無料

方 法 ①テキスト「2024年版くらしの豆知識」に沿って学習を進めます。
テキストから出題した演習問題を月1回(全3回)お送りします。

②演習問題の解答とくらしに関する講座への参加(1回以上)
またはレポートの提出を持って修了となります。
※解答用紙は郵送(用紙での提出)またはWebでの提出となります。

申込方法 受講申込書を下記URLからダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、
資料送付代(120円切手8枚)を同封して郵送にてお申込みください。

申込締切 8月10日(土)

大学の先生や専門家を講師に、最新の消費生活の問題について学びましょう！

ついつい購入・契約!? 誰もが陥る行動経済学を大研究

日 時 9月21日(土)10:00～11:30
講 師 金融・投資 教育コンサルタント
ファイナンシャル・プランナー
須原 光生 氏

幸せ実感 高めよう! ウェルビーイングとくらし

日 時 9月28日(土)10:00～11:30
講 師 福井県立大学 地域経済研究所
准教授 高野 翔 氏

相手は信用できる? デジタル広告を見抜く力

日 時 10月5日(土)10:00～11:30
講 師 (公社)全国消費生活相談員協会
斎藤 千栄美 氏

お金の知性を身につけよう! カギは習慣作り

日 時 10月19日(土)10:00～11:30
講 師 ファイナンシャル・プランナー
肥後 知歩 氏

定 員 各回50名(先着順) 参 加 費 無料

会 場 ●福井県民生協 本部センター会議室(福井市開発5-1603)
※オンライン配信での参加可能!下記のコードからお申し込みください。

申込締切 各講座開催の3日前までに、お電話またはお申込みコードからお申込みください。

問合せ
申込先

公益社団法人ふくい・くらしの研究所 〒910-0842 福井市開発5-1603
[TEL]0776-52-0626 [URL]http://www.kuranavi.jp/

お申込みは
こちらから▶



エシカル
チャレンジ
2024

公式Instagram
またはX(エックス)をフォローして、
「エシカル消費に関するクイズ」に答えよう。
正解者の中から抽選で、
エシカルな福井県産品(3,000円相当)を
プレゼント!

第1回 令和6年7月10日(水)
▶8月10日(土)

第2回 令和6年9月10日(火)
▶10月10日(木)

プレゼント シャインマスカット プレゼント 新米 いちほまれ

応募方法

①公式InstagramまたはXを
フォロー(@ethical_fukui)する。
※フォローしない方は抽選対象外となります。

②応募フォームから
クイズの答え、
必要情報を入力する。

詳細・応募はこちらから▶



消費生活トラブルに関する

専門家による相談会

無料

要予約

開設時間／14:00～16:00

7～9月の開設日

分野	7月		8月		9月	
福井弁護士会 (法律)	2日(火)	県消費生活センター	6日(火)	県消費生活センター	12日(木)	県嶺南消費生活センター
	11日(木)	県嶺南消費生活センター	8日(木)	県嶺南消費生活センター	18日(水)	県消費生活センター
	17日(水)	県消費生活センター	21日(水)	あわら市消費者センター	(3回目は調整中)	
司法書士(法律)	25日(木)	県嶺南消費生活センター	22日(木)	県嶺南消費生活センター	26日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・県嶺南消費生活センターまでご連絡ください。
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

お気軽に
ご相談下さい



消費生活のご相談は… 土日も相談を受け付けています

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

受付時間／9:00～17:00(祝日・年末年始は休館)

(※県嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館です)

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

オンラインでも受け付けています
(事前申し込みが必要です)。

ホームページ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

福井県 消費生活 検索

フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

靈感商法・開運商法に関するご相談は、
法テラス・靈感商法等対応ダイヤル

☎ 0120-005931

日本司法支援センター
法テラス

※市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

い や や
消費者ホットライン 188
局番なし

福井県消費生活センターなど相談窓口につながります。音声ガイドが流れますが、操作が分からぬ場合はそのままお待ちいただければつながります。

※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です

発行

福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎ 0776-20-0287 FAX 0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい
X(エックス)

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてください。

発行日／令和6年7月